



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	公信用と信用制度再論: 荒牧正憲教授のご教示に答う
Author(s)	松井, 安信
Citation	北海道大學 經濟學研究, 30(4), 91-110
Issue Date	1981-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31523
Type	departmental bulletin paper
File Information	30(4)_P91-110.pdf



公信用と信用制度再論

—荒牧正憲教授のご教示に答う—

松井 安信

はじめに—前拙論をうけて

さきに拙論「公信用と信用制度」(北海道大学『経済学研究』28の1)において、かねてから借りとなっていた高木暢哉氏、深町郁弥氏らの私見にたいする批判にたいして反批判をしておいた。その主要論点は、自由競争段階におけるイングランド銀行券は、なぜほんらいの性格としての兌換規定のほかに恐慌を契機として法貨規定を賦与され、兌換性と法貨性との「二重の性格」を帯びるにいたったのか、ということであった。この論点における私見の問題意識は、前掲拙論の前段でものべておいたように、一つは今日通説にもなっている現行『資本論』の残された重要課題である恐慌論の動態分析の視角から「不換銀行券論争」をわたしなりに整理してみようと試みたこと、いま一つは、うえの問題とも関連しているが「経済学批判体系プラン論争」における前半と後半との結節点である国家範疇を経済の内在的必然性において展開する試論を、経済の諸矛盾—基底的には再生産の労資対立、再生産論的には諸資本間の競争によって表面化する景気変動の動態分析によって解明しようとしたこと、この分析の過程—個別資本間の競争、景気の変動過程を通ずる資本の集中、集積→産業構造の変化と独占化への傾向など—から「管理通貨制」への移行の論理必然性を解明する手掛りをえようとしたこと、などであった。

前二者に代表される通説は、私見のイングランド銀行券の「二重の性格」のいわば動態的把握にたいして、いわば静態的、『資本論』の「資本一般」に相当する観点からの論評の域をでないようにおもわれる。それによると、

同行券への法貨性の賦与は、その「流通力の強化」「一般流通（所得流通）への同行券の進出」による「現金化、の法的追認という主張につぎる。それ
にたいして、わたしの高木氏への反論は、われわれの用語による〈最低流通
必要量〉内での銀行券の「現金化、についての歴史的・論理的な論証はこれ
までの拙著、論文で論証済みであり、その点では学界の大方の承認をえてい
るとおもわれるので今回は省略し、前掲論文では、1833年条例での「法貨
性、の賦与が5ポンド以上の同行券にあったこと、そしてその経済的論拠は
主として資本流通を媒介する比較的大額面の銀行券が〈卸売業の鋳貨〉とし
て法貨性を賦与されたものとみるべきであること、そして、この規定が恐慌
局面でのピール条例の停止によって全額金準備発行の法的規制から解除され
て〈保証発行〉されたこと、を論証して氏の誤認を正した。

他方、深町氏においては、同氏の法貨規定は信用貨幣の連鎖―「完全相殺」
―「国民的通貨」性が法貨性追認の論拠になっている。これにたいして、わ
たしは、その前提こそまさしく『資本論』が論理的に想定した「理想的平
均」での〈資本一般〉の規定であり、当面の問題である恐慌局面で信用取引
と手形の連鎖関係が各所で切れて、信用恐慌がおこるさいの同行券と法貨性
との関連が解明されていないこと、および貨幣論より論理次元が一つ高い信
用論で銀行信用と公信用との内在的関連を分析すべき段階で、その解明のた
め再び貨幣論の低次元に逆もどりして、貨幣制度との関連とか貨幣の価格標
準（確定金量）の機能との関連で論証されるのはなぜか、従来の通説を貨幣
論偏重として「新しい信用論、を提唱された氏の論証の仕方としては理解に
苦しむという反論をしておいた。

ところが、このたび荒牧正憲氏から「『不換銀行券論争』の現代的意義」
（『現代の貨幣・金融』（高木暢哉先生古稀記念論文集、ミネルヴァ書房、1980
年6月）のなかで、前二者とは若干角度を異にした批判的ご教示をうけたの
で、同じテーマの再論という形でお答えしておくことにする。

1. 荒牧氏の批判の要点と第一の疑問点への答え

荒牧氏はわたしの年来の主張である兌換銀行券の不換銀行券への「転化問題」について「傾聴すべきものが多い。筆者（荒牧—松井）もある意味ではその成果の上に立っている」と一応私見を肯定されたうえで、およそ大別してつぎの二点について疑問点を提示されている。

第一点は、金代用の紙券がそれぞれ成立する歴史も論理も異なるのに照応して、兌換銀行券と不換銀行券および不換国家紙幣の概念が成立しているのに私見ではそれぞれが「質的に明確に区別」されていないのはなぜか。

第二点、わたしがこれまでの「不換銀行券論争」に登場する論者たちが主として「資本一般」的規定に立ち、貨幣論偏重であることを指摘して、諸資本の競争やその具体化としての景気変動の動態分析との関連およびそれとの論理的な絡まりのなかで、貨幣論的にはイングランド銀行（中央銀行）券の兌換性と法貨性（＝法定支払手段）の二重規定を、信用論的には（中央）銀行信用と公信用との「二重化・重層化された擬制的貸付資本を体系化」し、貨幣論と信用論との総合的な理論体系の試論を提起していたのにたいして、氏はこれを「信用貨幣の異質化」についての理論化とうけとめたうえで、「これも、兌換停止のもつ社会的歴史的意義とからめて展開されるべきではなかろうか」と反問されている。

この節では、第一の疑問点から私見をのべていこう。

荒牧氏が指摘されるように、国家紙幣と兌換銀行券の生い立ち、それぞれの成立根拠がちがうこと、したがって、それぞれの発行主体や発行方法や流通法則がちがうことは教科書的にいえばとうぜんのことである。したがってまた、兌換銀行券の否定形態である不換銀行券もその本質は経済法則的には国家紙幣と規定され、その流通は紙幣流通の諸法則にしたがうとはいえ、発行主体や発行方法はそれぞれ異なることも一般的には氏のいわれるとおりである。しかし、やっかいな問題は、他国にも例証はあるが、イギリスでは典型的に、〈最低流通必要量〉の流通領域に流通手段機能にもとづき、ほんらい

的に成立・流通すべきはずの国家紙幣が発行されず、金貨ないし補助貨とイングランド銀行券とが並存して流通する形態をとっていた。同行設立（1694年）の準拠法によると、政府貸上金（その後その具体的形態として国債が現われる）が〈最低流通必要量〉に相当する銀行券として現金準備なく、今日的用語でいう〈保証発行〉することが許可された。つまり、国家紙幣に代わってイングランド銀行券が流通したのである。この事実注目して古くはD. リカードウがイングランド銀行券を国家紙幣とみなして同行の国有案を提唱したし、通貨論争当時¹⁾にイングランド銀行券には〈最低流通必要量〉に見合う銀行券とそれ以上の、主として資本流通を媒介する比較的大額面の銀行券との、それぞれ性格をまったく異にする二種類の銀行券があったことが多くの証言によって指摘されている。²⁾

しかし、ここで荒牧氏が私見に疑問をだされている主要論点は、うえのやっかいな問題と無関係とはいえないが、おそらくつぎの二点に要約できよう。

第一点は、自由競争段階では誤ったピール条例の停止が恐慌のたびごとに繰返されたが、兌換の停止はなかったではないか、したがって、同行券への法貨性の賦与は通説のいうように同行券の「流通力の強化」「兌換の制度化」と規定すべきではないか、という点。³⁾

第二点、兌換銀行券の不換銀行券への「転化」は、兌換の停止を必然化した独占段階の蓄積、恐慌の形態転化など、再生産の構造変化とからめて、いわゆる「段階区分」的に解明すべきではないか、という点のようである。第二点は独占段階での問題と関連するので大きな項目の第二の疑問点への回答として次節でとりあげることにしよう。

① 兌換銀行券の「法貨性」について

この疑問点について、荒牧氏はさらに二つの反問を提起されている。

その第一は、自由競争段階での同行券への法貨性の賦与は通説どおり同行券の「流通力の強化」、そのための「兌換の制度化」と規定すべきである。

第二は、兌換が停止された独占段階後期＝「管理通貨制」下では、なぜ法

貨性と強制通用力との本質的差異はなくなるのか。

第一、同行券の法貨性は通説でよいか。

荒牧氏は拙論にみられる「立体的な貨幣（信用）構造」を引用しながら、「恐慌は、これを逆关系的に破壊して、イングランド銀行からの金流出をもたらすことになる。だからこそ、イングランド銀行券の兌換が時代の課題となり、イングランド銀行券に『法定支払手段』の性格をあたえて兌換の制度化がはかられたのである⁴⁾」と強調。

ついで法貨規定について、通説の「兌換銀行券の流通力を強めるための法的措置」の見解を追認され、その論証の補完として楊枝論文の「国民的信用」→「国家信用」、経済法則を追認する「単純国家、ないし「共同利害、の調節機関としての国家を引用し評価されている。「経済法則と国家権力の存在は、対立・矛盾するものではなく、経済過程への国家介入は経済法則の貫徹をゆがめるものではなく、その法則的展開を保障するものである。」「地方的・国民的な信用制度の組織化と、連動機構の成立を前提に、恐慌下の対内的・対外的金流出に見舞われた諸資本は……共同意思、共同行動を組織し、それが市民社会の共同利害として国家意思にまで高められ、『国家信用』となり、改めて国家の側から信用制度に一般的に強制されるのである⁵⁾。」

ここでは楊枝論文を直接とりあげるところでないで、註記で若干コメントを加えておいた。両氏に共通する欠陥は、国家範疇と、それによって本質的に規定される国家信用ないし公信用についての二面性、すなわち、国家の市民社会の共同利害の調節機関としての一面の機能が強調されて、いま一つの機能である大衆抑圧と収奪の機能が脱落していること、したがって、中央銀行による公信用の擬制的貸付資本化の背後に、私的債権・債務関係にみられない徴税権が中央銀行と国家との債権・債務関係を支えている不可欠の要素であることの基本認識が欠落していることである。

さて、本論にもどって、兌換銀行券の法貨性に立ちかえろう。

この点の通説「流通力の強化」についての一般的反論は前掲の拙論（この論文のはじめにその要点は紹介）につきる。荒牧氏はこの通説を金の国外

・国内への流出と関連させているのが他の論者と若干ニュアンスがちがっている。すなわち、恐慌局面でイングランド銀行から金が対外・対内に流出するのにたいして「兌換の制度化」をはかることに、同行券への法貨性の論拠を求められる。法貨性が国家権力の発動によって、銀行券を法的に金と同一とみなすことである以上、国家権力のおよばない対外的金流出に対処できないことはいうまでもない。では国家権力のおよぶ国内金流出のばあいはどうであろうか。兌換銀行券であるかぎり、マルクスが指摘しているように、銀行券が減価し、金との同一性が疑わしくなれば、「手形の貨幣化」⁶⁾つまり、金への兌換は論理必然的であり、経済法則の貫徹である。同行券への法貨性の賦与、氏のいう「兌換の制度化」で同行からの対内金流出がある程度緩和ないし減少することが期待できるばあいがあるとすれば、それは世界恐慌局面のばあいではなく、地方的・部分的「恐慌」のばあいに、地方銀行券に代わって法貨としてのイングランド銀行券が流通するケースであろう。われわれが当面問題とし、1833年条例やピール条例で問題となった恐慌とは、マルクスがプランで最終項目においた世界恐慌であり、『資本論』第三巻第30～32章などで対象とされた恐慌である。そして、この恐慌局面での貨幣需要は販売の困難による延払代金（信用取引での）の決済資金、マルクスのいう〈卸売業の鑄貨〉としての金またはそれに代わるイングランド銀行券であったことは改めて強調するまでもないことであろう。ところがこの緊急需要の時点で、荒牧氏じしんその方面に詳しいピール条例の不当な全額金準備発行とそれによる同行券の保証発行の法的制限が障害として横わっていたのである。こうして、ピール条例は恐慌対策のための「兌換の制度化」、〈最低流通必要量〉以上は全額金準備発行の制度化をはかったにも拘わらず、肝じん要の恐慌前夜において、この全額金準備発行の法的規定を遵守すれば、かえって恐慌対策どころか恐慌を早目に招来したり、恐慌を激化する破目になった。かくて、恐慌局面にさしかかると、きまってピール条例は停止され、〈保証発行〉は拡大されることになったのである。このさい、マルクスはきまって、しかも理論的な説明を何一つ付記せず、イングランド銀行券の法貨性とか

「国家信用」とか「全国民の富」が同行を支えているとのべているのである。思うに「信用の発展と公信用」との理論的解明は、これまでも指摘してきたように、明らかに「資本一般」の理論的枠組みを大きくふみこえているので、彼は恐慌局面での同行券の法貨性（その経済的内容は今日的用語でいう〈保証発行〉）の歴史的事実を指摘するにとどめたものであろう。二つの恐慌でのマルクスの文章を引用しておこう。

1847 年恐慌—「ピール条例の停止によって……今やイングランド銀行は、その退蔵銀行券を支障なく（金準備発行ではなく保証発行で—松井）流通に投ずることができた。この銀行券の信用は、事実上国家の信用によって保証され（durch den kredit der Nation garantiert）したがって揺がないものであったから、これによって忽ち貨幣欠乏の決定的緩和が現われた。⁷⁾」

「1857 年には、決定量（ピール条例による発券の法定限度—松井）を超えること 100 万足らずの銀行券が（保証—松井）発行されたが、しかし極めて短期間だけのことだった。⁸⁾」

「兌換の制度化」が特別利潤をめぐる諸資本間の競争と景気変動の過程で産業資本じしんの手によって打ち破られていく過程について船場正富氏はつぎのようにいっている—「公信用と中央銀行を切断し、財政と金融を分離することが原蓄財政に対抗して上昇してくる産業ブルジョアジーの、通貨価値擁護のためのスローガンであった。……銀行券の国債準備発行（保証発行のうち私見によると公信用の擬制的貸付資本化—松井）は、公債負担に対するさまざまな攻撃にもかかわらず既定の事実であった。そして、資本主義の内的矛盾が、恐慌……の爆発をとるとき、通貨価値も公信用も古典学派の夢をうち破ってしまうのである。⁹⁾」

第二、独占段階の兌換停止によって法貨と強制通用力の差別がなくなる理由について

荒牧氏は私見の「この二つの用語の法律的・経済的意義の区別は歴史的にはあったが、兌換停止された時期……に入ってから、両者の本質的差別性はなくなった。」とのべたのにたいし、兌換が停止された独占段階では、両

者の本質的差異はどうしてなくなるのだろうか、と疑問をだされている。¹⁰⁾

この点については、拙著『信用貨幣論研究』第5章3節の(二)「法定支払手段と強制通用力」において、両者の本質的差異が歴史上、法制上存在していたこと、ところが兌換停止の期間中（自由競争段階でも南北戦争のような一時期、あるいは兌換停止が体制的にビルト・インされ、恒常化した「管理通貨制」の時期）両者の本質的差異がなくなったことを歴史的・理論的に論証しておいた。詳しい説明はそれを参照してもらうことにして、ここでは氏の疑問を解くのもっとも適しているとおもわれる両者の性格の変遷を跡づける法律改正を摘記しておこう。

(イ) 1797年、明確に異なった二つの法的規定が流通通貨にあたえられた。

第一、法貨 (legal tender) 第二、法貨ではないが王室への支払い、ないし租税支払い、またはなんらの反対もなければ、私人相互間に授受される貨幣。イングランド銀行券は第二の法規定をうけたので、当時の兌換停止の期間中、政府への支払い、および条件つきではあるが私人間で制限付きの法貨性をえた。(the equivalent of cash if made and accepted as such. 37 Geo. III, C. 45).

(ロ) 1833年条例 (3 & 4 Will. IV, ch. 98, S. 6) イングランド銀行券は「イングランド銀行が同行券を法定鑄貨 legal coin で支払いをつづけるかぎり、5ポンド券以上全額法貨 legal tender たること。

(ハ) 1925年、金本位法 (15 & 16 Geo. V, ch. 29, S. 1) によって、1833年条例は改正され、(i) イングランド銀行に同行券の金貨支払義務を免除した、つまり発券銀行を除いて、同行券は法貨であるという制限規定が、国内にかんするかぎり除外され、イングランド銀行券は国民通貨として唯一の法貨、じじつじょうの強制通用力として国民から流通通貨の「選択の自由」を奪ったのである。(ii) 一定価格で金地金を売却すること。(iii) 金鑄貨を造幣局から同行にえさせる排他的特権があたえられたこと。この一連の法的措置によってイギリスは対外支払いのみに金支払いを認める制限された兌換制、つまり金地金本位制へと移った。

(c) 1928 年、通貨銀行券条例 (18 & 19 Geo. V, ch. 13, S. 1) イングランド銀行券は連合王国において、いかなる額の支払いにも法貨とする。つまり、1833 年条例の 5 ポンド券以上の制限つき法貨の枠もとりのぞかれた。

(d) 1931 年金本位 (修正) 法 (21 & 22 Geo. V, ch. 46) によって、(i) (ii) の制限兌換の規定も廃止され、イギリスは名実ともに兌換の停止＝「管理通貨制」へと突入していった。

このように、一連の法律的改正によって、貨幣制度が変遷していくにつれて、貨幣法学者の法解釈論と経済的事実のあいだに背離 (背理) が生じはじめ、混乱が生じてくる。たとえば、貨幣法学者の A・ケンプにいわせると「事態は異常をていし、¹¹⁾ 非論理的で混乱をひきおこす」ことになる。なぜかという、法貨 legal tender を法的に規定する理由は、銀行券の価値が本位貨あるいは価格標準で確定した金量 (価値) と一致することを国が法律ないし法制度的に確認し保証し、現金取引とりわけ商取引と決済との間にタイム・ラグが生ずる信用取引における支払代金の貨幣種類を指定することである。したがって、金との同一性を確認する制度的保証である兌換が停止されて、銀行券が事実上「減価」しているばあいには、法律的には銀行券を本位貨と同一＝法貨と規定していても、法規定ないし法制度は有名無実となることはいうまでもない。そこで貨幣法学者は「非論理的で混乱をひきおこす」わけだが、経済学者はこのような経済現象は形態は銀行券であり、法律上は金との同一性を保証する法貨であっても、その本質ないし実態は国家紙幣とまったく同じように強制通用力にもとづいて流通し、紙幣流通の法則に支配される、と規定するのである。そこにはなんらの混乱も当惑もなく、経済法則の一つである紙幣流通の法則を適用するだけのことである。

第三、法貨性—「兌換の制度化」における恐慌の理解について

これは氏の疑問ではないが、このさい合わせてお答えしておこう。

恐慌の局面で兌換銀行券 (中央銀行券) になぜ法貨規定を賦与せねばならなかったのか、を説くばあい、荒牧氏はこれまでみてきたように同行券の「流通力の強化」「兌換の制度化」に理由を求められるのであるが、氏とわた

しとの意見のちがいの深層においてマルクスの恐慌に対する規定にたいする理解のちがいがあるようにおもわれる。

周知のように、マルクスのプランに意図された最終項目の「世界市場と恐慌」は「恐慌。交換価値に立脚する生産様式と社会形態の解体。」あるいは「恐慌は前提をのりこえることへの全般的な指示であり、新しい歴史的形態の受容への促迫である。¹²⁾」マルクスが当時意図したような世界恐慌は、即、世界革命への転化という図式は、資本主義的生産のその後の発展が示すように、そう単純なものではなく、歴史的には修正されるべきである。しかし、恐慌の本質がうえに引用した経済的現実とその傾向性を指示し、見抜いていた慧眼まで修正したり、否定しすることは誤りであろう。恐慌が一般物価の暴落を通じて既存の交換価値→生産価格体系を崩壊させること、この経済過程を通じて新たに成立する新価値＝生産価格、それを構成する平均利潤率は、社会総資本のトータルとしてみたばあい、前の平均利潤率より低下し、長期的には景気変動のたびごとに平均利潤率は傾向的に低下すること、この事実は資本主義的生産にとって重大な「脅威」であり、資本みずからが資本主義的生産の足枷となり、トータルな過剰資本を論証して「社会形態の解体」を予見している、というべきであろう。マルクスと荒牧氏との恐慌の理解にはかなりの隔りがあるようである。恐慌を契機として内在必然的に国家範疇の二面性に規定されて、社会総資本の疎外形態たる中央銀行を利用してその背後にある「国家信用」の二面性を活用し「公信用の擬制的貸付資本化」をはかる。国家の「市民社会」に相応しい経済介入の契機である。これが今日的にいう銀行券の〈保証発行〉の形態である。なるほど、当時のイギリスは恐慌局面でのピール条例の停止による〈保証発行〉の拡大と、イギリスの世界経済—世界金融市場の国際的中心地であったことと相まって兌換停止にまで追いつめられなかったことは事実である。しかし、ここで繰り返し確認しておかねばならないことは、このような恐慌局面での〈保証発行〉—公信用の中央銀行を媒介とする擬制的貸付資本化のなかに、兌換銀行券の不換銀行券への転化の契機が潜在していること、この歴史的・論理的な国家紙幣—公信用創造の

メカニズムが、イギリス帝国の没落を転機として表面化したのが前述の1931年金本位（修正）法による兌換の停止と「管理通貨制」にはかならなかったということである。

（註 記）

この論文では楊枝論文を直接対象としてとりあげるのではなく、荒牧氏が一定の評価を与えられているので、その関連で検討を加えるにとどめる。荒牧氏の典拠とされた楊枝論文は「中央銀行—経済・国家・法の関連」（川合一郎編『現代信用論』（上）1978年7月）である。

この論文によると国家範疇の二面性として、市民社会の労働力の商品化—「幻想の共同利害として『支配と強制の媒介者，基礎』……近代的所有権の内的矛盾，社会規範の虚偽性」（同上，78～9頁）という一面と、他面では「市民社会は暴力を許容しない，権利・義務関係の私的自治の社会」という半面を指摘「そこで市民社会は国家＝権力機構を市民社会の外に，共同利害の維持という名目のために，市民の『合意』という擬制のもとに生み落とし，そして社会規範を『国家意思をつうじて』法規範疇として固定する」（同上，79頁，傍点—松井）。

この国家の二面的側面と権力の市民社会的「擬制」の指摘が，荒牧氏の引用し，評価されている最後の節の国家信用では「国家の共同利害」の一面とそれを基礎とする市民社会の信用—債権・債務関係と同一化されていっている。すなわち「『国家信用』に体现される国家の意思は資本所有の私的性格を侵害するものではない。」（同上，86頁）「国家の信用制度への介入がなされるのは経済社会に形成された『国民信用』を前提しうからであって，それゆえに経済社会が国家（？—松井）に『最後の貸手』という機能規定を与えたのであった。しかも，その機能は国家紙幣の発行といった権利形態（？—松井）をとらない，一方的関係行為の発動といった形態をとらないのであって，債権・債務の枠内で形成された『国民的信用』に規定され，あくまで，銀行券＝債務証券の発行という信用関係をまといながら，信用関係をとおして発動されるのである。『国家信用』発動の機関が中央銀行とされる所以である。」（同上，86頁，傍点—松井）

楊枝氏が中央銀行を副題が示すように国家法の連関で，つまり経済法則から形成されてきた信用制度，その基軸としての中央銀行との論理連関から解明しようとされる意図は判るし一定の評価も与えてよいであろう。しかし，重要な連結環に位置づけられている「国民的信用」の経済学的意味が不明であること，「債権・債務の枠内」での「銀行券＝債務証券の発行」の経済的中身こそ，私見によると中央銀行信用のメカニズムを利用した公信用の擬制的貸付資本ではないのか，などいろいろな問題点を含んでいる。荒牧氏が究極的に「国家信用」の「共同利害の調節機能」の一面性に収斂されていった楊枝論文を引用し，自己の見解の補強にされたことを遺憾とおもう。

1) D. Ricardo; "Plan for the Establishment of a National Bank," (The Works,

Vols, IV. by P. Srafa).

- 2) The Evidence, given by Lord Overstone, before the S. C. on Bank Acts.
- 3) 荒牧正憲「『不換銀行券論争』の現代的意義」(高木暢哉編『現代の貨幣・金融』ミネルヴァ書房, 115頁)。
- 4) 荒牧正憲, 同上, 115頁。
- 5) 楊枝嗣郎「中央銀行—経済・国家・法の関連」(川合一郎編『現代信用論』(上) 79, 85頁)。
- 6) K・マルクス『資本論』岩波文庫⑩ 268頁。
- 7) K・マルクス, 同上, 378~9頁。
- 8) 同上。
- 9) 船場正富『イギリス公信用史の研究』未来社, 126頁。
- 10) 荒牧正憲, 同上, 112頁。
- 11) A. Kemp; "The legal qualities of money," p. 141. 93. S. P. Brechinridge; "Legal tender," p. 44.
- 12) K・マルクス『経済学批判要綱』(高木監修訳, (II) 260. 185頁。

2. 第二の問題点, 兌換停止—不換銀行券—の「社会的・歴史的意義」について

これが荒牧氏がわたしに提起された第二の疑問点である。このことは私見の, いわゆる「転化問題」に独占段階後期の「管理通貨制」の時期区分がないという批判とも理解される。氏の共同研究のテーマが『現代の貨幣・金融』であることからして「管理通貨制」=不換銀行券体制の理論体系が主要関心事であることはとうぜんのことであろう。荒牧氏は自由競争段階から独占段階への推移を 通観されたあとで, 1929年の世界恐慌を 画期として兌換停止が行なわれ「銀行券は事実上の強制通用力に支えられて機能するようになったのは, こうした資本主義の発展段階においてであった。兌換停止とはこうした社会的関係の展開を反映する概念なのである。¹³⁾

こうした見地にたって, 兌換銀行券の不換銀行券への「転化」, 兌換銀行券の中に内在している潜在的な不換銀行券の可能性が, 国家権力によって現代不換銀行券として顕在化され, インフレーション政策として利用されるものとして規定すべきことを, 小牧聖徳『金融経済の理論』を引用しながら結

論されている。荒牧氏には失礼だが、泰山鳴動して鼠一匹の感を免がれない。

この疑問点に答えるには、まず第一に、わたしじしんが、『不換銀行券論争』における不換銀行券＝信用貨幣説にたいして、この理論は兌換と不換を問わず歴史貫通的に信用貨幣と規定されており「無段階的方法論」¹⁴⁾であると批判していることによって氏の基本的誤解は融けるであろう。荒牧氏と同趣旨のことをわたしもずっと前にいっているので、つぎの拙文の引用によって答えに代えることにする—「岡橋説の方法論をつらぬく特徴は、『兌換停止』という歴史的・段階的な画期がネグられているということである。」「教授が『兌換停止』の歴史的段階を軽視されるのは、まず、さきの不換銀行券流通下の多様な物価変動の構造を解明するという現代的課題がおおいに影響していたことはたしかである。……しかし、だからといって、兌換銀行券と不換銀行券という形態のまったくちがうカテゴリーを内容的に信用貨幣一本でつらぬきとおすには、『兌換停止』という世界史的な現実転換の意義はあまりにも大きすぎる。この貨幣・金融現象の世界的転換は、それを支える世界経済構造、つまり世界経済的広さと深さでの資本の再生産構造に大きなひずみと行き詰りがきたことの証左である。……兌換の停止は当時行き詰った国際的規模での巨大資本の再生産と蓄積構造を流動化するための……一連の施策を遂行するためのキー・ポイントだったことを知らなければならない。国家独占資本の体制はこうして……銀行券の兌換の停止を回転軸として生みだされたのである。ケインズがかれの管理通貨論の基軸に managed money として銀行券を設定したことはこのことをなによりもよくしめしている。」¹⁵⁾

この「無段階的方法論」に関連して、最近よくみかける議論、すなわち、兌換停止後の中央銀行を媒介とする公信用の擬制的貸付資本化を兌換時代と同じように「(発券)信用創造」という用語を使う論者が多くみられるのでこのさい一言追加して検討を加えておこう。この傾向は、結論を先取りしていえば、従来の貨幣論的偏重の一つの現われであり、わたしが兌換時代にも信用論的に銀行信用と公信用との区別、貨幣論と信用論との論理次元の差異

と両者の理論的体系化を強調してきたゆえんもここにある。その代表的な例として、小野朝男氏の「マルクスの信用創造について」でみておこう。ただし、氏が兌換制下の「信用創造」の本質ないし基底として銀行技術的な「振替的信用創造」より「発券信用創造」を重視し強調されている点にはわたしもまったく同感であるので念のためつけ加えておく。

同論文において小野氏は兌換制下の銀行券の「現金(化)」を前提として、発券銀行を現金供給機関と規定し、預金銀行の「振替的信用創造」に信用貨幣の本質を認め、この論理をそのまま不換制下の預金貨幣＝信用貨幣、不換銀行券＝国家紙幣と規定される故川合説にたいしてつぎのように反論されている—「(兌換時代の銀行券の「現金化」、—松井) しかし、だからといって銀行券が、もともと信用貨幣であることを否定することにはならない。……それだけに、教授のように、今日(兌換停止下—松井)の発券信用創造について否定的態度をとることは、問題があるといえよう。今日においても、いぜんとして発券信用創造は存在の意義を十分にもっている。というより、むしろ見方によれば、発券信用創造(すぐ後の文章をみると信用貨幣の創造と読める—松井)こそ、今日においても、かつてのマルクスが指摘した当時と同様、信用創造の本然の姿を現わしたものといえなくもないのである。」¹⁰⁾

ここには二つの問題点がふくまれている。

第一は、信用貨幣説と同じように、兌換停止の「段階区分」すなわち、兌換時代の兌換銀行券の「現金化」と兌換停止下の不換銀行券との段階論的差別性がないということである。

第二は、小野氏は兌換停止下の中央銀行の「発券信用創造」の中身を信用貨幣の創造の意味で使われている。これは明らかに誤りで私見によると、信用論的には中央銀行信用を媒介とした、またはその信用のメカニズムを利用した公信用の擬制的貸付資本であり、貨幣論的には中央銀行による不換銀行券(その本質は国家紙幣)の創造・発行が支配的または基本的である、と規定すべきである。

本論にもどろう。

荒牧氏は前述のように兌換の停止された独占段階では、なぜ私見のように銀行券の法貨性と強制通用力の本質的差異はなくなるのであろうかと疑問をだされたすぐあとで、「銀行信用と公信用との二重の擬制資本化が定着すると、なぜ、信用貨幣の流通法則と紙幣流通の法則というまったく異なった性格のものが統一されるのだろうか。信用貨幣の異質化ということであろうが、これも兌換停止のもつ社会的歴史的意義とからめて展開させるべきではな¹⁷⁾かろうか。」と反問されている。

このように開きなおって反問されてみると、わたしじしんもかなり無理な私見を提起したものだ、と自らを省みないわけではない。

しかし、自説の理論的構築のバックグラウンドを理解してもらう意味で若干重複するところもあるが、三点のべてみたいとおもう。

第一点は、従来の通説が『資本論』の「資本一般」の方法をあまり重視せず、「資本一般」の限定がつけられた貨幣流通の法則や、とりわけ銀行券流通の法則に典拠を求めてきたこと、しかし、戦後の論争の過程で、プランの最終項目である「世界市場と恐慌」は『資本論』で論及されたところもあるが、その理論体系は残された重要課題であることは、いまや通説となっていること、また、恐慌論の動態分析の必要上、これまた『資本論』の「理想的平均」の理論的想定のもとでは基本的には捨象され、「資本一般」に必要ながりで論及されているにすぎない「諸資本の競争」とか「信用と空資本」とりわけ「信用の発展と公信用」との関連を恐慌の動態分析で理論的にとりこみ、現実の資本主義の運動へ接近しようと試みたこと、このような観点に立てば、恐慌局面でマルクスがイングランド銀行（中央銀行）券の法貨性あるいは同行券の〈一般流通〉への進出による「現金化」の指摘は重要な示唆であった。

「信用貨幣の異質化」とはこのイングランド銀行券の〈一般流通〉への進出という当時のイギリスの歴史的現実とマルクスのうえの指摘をうけて、「不換銀行券論争」のなかで、それは信用貨幣たる銀行券が国家紙幣に代位して流通し、経済法則的には狭義の流通手段機能にもとづいて流通している

こと、つまり、兌換時代に、兌換銀行券の形態のままに、事実上は「現金化、＝国家紙幣化していること、これを法的に追認したのが法貨規定であること、を指している。この解釈は今日通説に近く、ここまでは私見も、荒牧氏も同じ立場ではないかとおもう。

両者のちがいは、以上の解釈はわたしにいわしめると貨幣論的規定であり、この論理は『資本論』の第3巻レベル、とくに信用論の論理次元では、兌換銀行券の〈一般流通〉への進出は、(中央)銀行信用の擬制的貸付資本化のメカニズムを媒介とした、より高次の(資本の再生産外の国家範疇・租税権にもとづく)公信用の擬制的貸付資本化として信用論を構築すべきであること、しかもこの中央銀行信用の利用方法は、同行設立当時の法律に遡って論証されること、その原理や思考様式は1844年のピール条例やマルクスじしんのピール条例の解釈にも貫通していたことを論証しようと試みたことである。

第二点は、「プラン論争」に関連して国家範疇や恐慌の「具体化」から「管理通貨制」への〈移行の論理〉を兌換時代の銀行券・預金通貨の構造変化―それを規定する資本蓄積・再生産構造の変化、産業構造の軽工業から重化学工業への変化などとの関連で解明しようと方法的に試みたことである。後者の点では荒牧氏と私見とのあいだにはちがいはないとおもわれるが、前者の〈移行の論理〉が大きくちがっているようである。それをいま簡略にのべることはむずかしいが、その要点をやや図式的に紹介しておく、ほぼつぎのようにいえよう。

景気変動の動態分析のばあい、特別利潤をめぐる個別資本間の競争と資本の有機的構成の高度化、それに伴う景気変動、とりわけ活況から恐慌局面での一般物価の騰落を通じての資本の集中・集積問題が論理的に具体化してくる。もちろん、その過程で信用の利用や投機の介入によって「過剰生産恐慌」は激化される。そして恐慌局面での過剰資本(生産資本や商品資本の形態での)の〈価値破壊〉が進行して活況期にすでに上位の生産条件をもつ資本の新しい個別価値を基軸として形成されてくるであろう新価値ないし新生産価

格水準を景気循環の中位＝均衡の局面として、ここから新たに特別利潤をめぐる個別資本間の競争が展開されてくる。この景気変動の過程は資本の有機的構成の高度化による個別利潤率の低下を資本の量的大きさ＝〈等量の資本は等量の利潤〉でカバーする現実の資本間の競争でもある。この歴史的・理論的な延長線上に産業資本の巨大化、産業構造の重工業への推移と支配、すなわち自由競争段階から独占段階への移行が導きだされる。このような再生産構造の変化と独占化への〈移行の論理〉に規定される関係で、再生産の表層的な貨幣・金融現象の変化、国家の経済的介入や「管理通貨制」への〈移行の論理〉を解明すべきではなかろうか。このような視点と問題関心からすれば、自由競争段階を「純粋資本主義」の原理論として把握し、上部構造の国家をまったく切り捨ててプラン最終項目の恐慌論で原理論体系の完結とする宇野三段階論や一部のプラン論者にみられるように、経済法則の追認としてのみ単純国家範疇を認める見解には納得しかねる。このような観点からは「兌換銀行券から不換銀行券への移行の論理」とか「管理通貨制」の経済内の必然性は研究の射程に入らないか、政治学的外在性としてしか説明がされないであろう。荒牧氏の積極的展開がみられないいま、ここではこれ以上の私見をのべるのは差し控えておこう。

第三点のちがいは、荒牧氏とわたしの「不換銀行券論争」のなかでの、不換銀行券＝信用貨幣説にみられる現代物価の多様性、すなわち、いま独占価格を措くとして、景気変動との関連をもつ実質的な物価変動と紙幣流通の特殊法則に関連する名目的な物価変動との理論的区別を現代不換体制のもとでいかに解明するか、という問題点である。これにたいする解答が、私見の兌換時代における「イングランド銀行券の二重性、一貨幣論的には兌換性と法貨性の、信用論的には銀行信用と公信用の一であった。今日では通説とまではいかないが、兌換銀行券の〈一般流通〉への進出と「現金化」について、この流通法則を事実上紙幣流通の法則にしたがう、という規定を認める論者は多いのではなかろうか。この点は荒牧氏も同じとおもうがどうかであろうか。もし、この立場を認めるならば、兌換時代でも、信用貨幣の流通法則と

紙幣流通の法則が事実上は同じイングランド銀行券の形態をとって統一的に実施されていたことになるのではなからうか。とすれば、氏が不換銀行券体制のもとで、資本流通を媒介する支払手段＝預金通貨およびその準備金たる不換銀行券ないしその中央銀行への預け金、あるいは〈一般流通〉を媒介する不換銀行券の流通があり、究極的には高木氏のあとの引用文にあるように紙幣流通の法則に不換通貨（預金・銀行券）の価値は規定されながらも、信用貨幣（的）流通の法則と紙幣流通の法則とが混合していることを認めるのが、現代の歴史的現実近く、また、信用貨幣説の二つの物価変動を解く課題にも対応できるのではなからうか。信用貨幣説は国家紙幣説の貨幣論的偏重が主流をなしていた風潮にたいして、貨幣論的な本質規定と流通法則の規定に同時並行的に信用論のより論理次元の高い利子生み資本の規定を導入・合体して、信用貨幣の本質を中央銀行を媒介とする「貸し付けられた手形」すなわち、擬制的貸付資本＝公信用も銀行信用と同じく中央銀行と国家との債権・債務（前述の楊枝論文の規定と同じ）にもとづく貨幣の支払手段機能に求められたのであった。これにたいして私見では再生産の外にあり、徴税権によって支えられている公信用と私的・銀行信用との本質的差異を信用論次元でもげんみつに区別すべきこと、この異質な公信用が総資本の疎外形態としての中央銀行による銀行信用の擬制的貸付資本化を利用し、それに似せて再生産外の公信用の擬制的貸付資本化をはかっていること、その貨幣論的な具体的形態が中央銀行券の形態をとりながら、その本質ないし実態では国家紙幣と規定し、それとの関連で法貨性を重視すべきことを主張しているのである。荒牧氏の疑問—両信用の中央銀行による擬制的貸付資本化によって「なぜ、信用貨幣の流通法則と紙幣流通の法則というまったく異なった性格のものが統一されるのだろうか。」という一見しごくもったもな疑問—にはじつは上述のような信用貨幣説の非論理的な擬制的貸付資本の誤りを正すとともに、現代不換体制下でも景気変動的な実質的物価変動と公信用ないし国債担保による中央銀行の擬制的貸付資本化—名目的物価変動との差別性を論証する理論体系を試論として提起したものであった。私見の意味する一半

を、高木氏は『現代の貨幣・金融』のなかでつぎのようにいわれている—
「不換の銀行券の性格については……先行の兌換銀行券とは内実において全く異質のものを含む。その流通の根拠、したがって価値決定の仕方についても、全然異にするからである。しかし外見はそのまま不変であり、流通の仕方にも変化はない。それは依然として銀行通貨であり続ける。……しかしその内実、すなわち流通の根拠、したがって価値決定の仕方については、むしろ国家紙幣¹⁸⁾の規定になるう。」

わたしがあえて私見の一半と限定つきでいったのは、この高木氏の説明が貨幣論的であることと、兌換・不換の形態規定にとらわれて公信用の擬制的貸付資本化のメカニズムと内実が欠落していること、したがって、信用貨幣説が提起している現代物価の二重ないし重層の複雑な物価変動を解明する動態分析の理論としては不十分であること、などを指摘したかったからである。

13) 荒牧正憲，同上，118 頁。

14) 松井安信，『信用貨幣論研究』日本評論社，155～162 頁。

15) 松井安信，同上，134 頁。

16) 小野朝男，「マルクスの信用創造について—川合教授の信用創造論に寄せて」『経済理論』第 174 号，10 頁。

17) 荒牧正憲，同上，112 頁。

18) 高木暢哉，前掲書，24 頁。

むすびにかえて

氏が提起された最後の問題点は「兌換停止のもつ社会的歴史的意義」についてであった。この問題はいうまでもなく現代の「管理通貨制」を独占～国家独占資本の蓄積様式，再生産の構造変化と恐慌の形態変化，過剰資本の処理形態などとの関連でいかに理論体系化するかという問題である。プラン後半の理論化，恐慌論の統一の見解など経済学的重要課題が解決を迫っている。その反面で「管理通貨論」を提起して兌換停止による国家（財政）の経済（金融）への介入によって修正資本主義による世界資本主義の再編成を試

みたケインズ理論も、1960年代後半からスタグフレーションの難病に直面して、ケインズ理論の限界ないし挫折が叫ばれはじめている。幸い、さいきんわれわれの学界でも「管理通貨論」に関する業績がかなり発行されてきた。わたしもこの方面の小論文を2, 3は発表しているが、恐慌論や〈移行の論理〉に接合する理論体系にはまだ到達していない。荒牧氏の私見への問題提起を触媒として今後この部面の課題にとりくむことを約してこの稿をとじることにする。